



# 市民活動センター のぼりん をご利用ください

問い合わせ  
市民活動センター  
(☎03 6 8 6 6)

## 市民活動センターに登録しませんか

市民活動センターは、市民活動の活性化を図り、団体と団体、団体と市民との横のつながりを結ぶ施設です。

そのため、他の公共施設とは違い、施設の利用に当たって団体または個人の登録が必要です。

登録方法は、申請書に団体名や所在地、代表者の氏名、主な活動内容、まちづくりに貢献・協力できる内容などを記入していただきます。

※個人で登録される方は氏名、住所などを記入していただきます。

記載いただいた内容は、原則、公開（ホームページや『のぼりん通信』などさまざまな媒体）させていただきます、市内で行われている市民活動を多くの方に知っていただくとともに、市民活動団体同士の連携や新たな市民活動の担い手の発掘を行います（登録は1年度間有効です）。

## 1階施設は、登録団体が無料で利用できます

1階施設は、団体間や団体と個人の交流促進を図る場で、登録者は無料で利用でき、市民活動に関する相談や情報の提供を受けることができます（コピー機など一部は有料です）。

また、少人数の会議や活動などに使用することもできますので、これまでに団体内で打ち合わせの場が無かった団体は、ぜひご利用ください。

ただし、1階は、団体の活動を支援するとともに団体活動を幅広く行っていただくための施設ですので、あらかじめ予約することや団体または個人で貸し切ることはできません。

このほかにも登録団体を対象とした無料展示コーナーや市民活動団体紹介ファイル、市民活動ボックスを利用することができます。



## 市民活動団体紹介ファイルと市民活動ボックスをご利用ください

### ●市民活動団体紹介ファイル

多くの方に市民活動団体の活動内容などを知っていただくため、登録団体の活動内容を紹介する『市民活動団体紹介ファイル』を設置しています。

市民活動団体が作成したチラシなどもファイルし、自由に閲覧することができます。



### ●市民活動ボックス

事務所を所有していない団体や会員間の連絡経費を節約したい団体などを対象に、無料の市民活動ボックスを設置しています。ボックスには各種資料や来館者向けの資料などを入れることができます。

ボックスに入れる書類などは会員をはじめ来館者も自由に持ち帰れるものに限定しており、使用する団体に責任を持って管理していただきます（鍵はありませんので貴重品などを入れることはできません）。

## 市民活動室（2階）の予約方法が4月1日利用分から変わります

2階の『市民活動室』の予約は、特定の団体が数カ月前から複数の事前予約を行い占有するといった状況を回避するため、市民活動センター独自のルールを設け、市民活動センターの利用申請は3カ月前からとし、申込書の提出日から起算して3カ月の間の使用する日は2日を限度とすることとしていました。

しかし、現状の方法では、ひと月で2回の催しを開催する場合、広報紙などで事前周知ができないケースが見られるため、4月1日から予約方法を変更することとしました。

市民活動センター のぼりんを  
ご利用ください

### ◆変更後の予約方法

予約は、使用する日の3カ月前から受け付け、申込書の提出日から3カ月間に使用できる日は3日のみです（4月1日以降の予約から適用します）。

.....具体的には.....

4月1日に申請する場合、4月1日から7月1日までを申請することができますが、この間に予約することができる日は3日間のみです。

仮に4月5日に4月15日と4月25日、5月15日の予約をした場合、1回目の使用が終了となる4月15日にならないと新たな予約はできません。

この場合、4月16日から7月15日までの予約をすることができますが、4月25日と5月15日の予約をしているので、新たに予約できるのは1日分です。

団体によっては、この手法は不便を感じる場合もあるかと思いますが、多くの団体が施設をできるだけ公平に使用するための手法ですので、ご理解とご協力をお願いします。